

# 県立高等学校等における2学期開始時の対応について(案)

令和3年9月6日  
奈良県教育委員会

県立中・高等学校及び高等養護学校においては、令和3年9月13日から感染防止対策を講じた上で2学期をスタートします。その際、3つの感染（エアロゾル\*、飛沫、接触）経路を遮断し、「換気の実施、マスク（不織布マスクが有効）の着用・1～2m以上の距離の確保、消毒の実施」などの指導を徹底するとともに、以下の対策を講ずることとします。\*浮遊する微粒子

※ただし、高等学校校定時制・通信制課程、専攻科及び高等養護学校においては、下記を原則として、生徒の実情に応じて対応を検討します。

(1) 2学期の課業期間	9月13日（月）から12月28日（火）までとします。
(2) 分散登校による授業の実施	9月13日（月）から24日（金）の間、以下のとおり分散登校を実施し、ICTを活用した同時双方向型授業を展開することにより、登校生徒数を通常の50%程度として、生徒間の接触低減を図り、感染拡大防止を図ります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・各学級をA班、B班に2分割</li><li>・通常の時間割を実施し、それぞれの班が隔日で登校</li><li>・登校しない班は、自宅で、授業をオンライン・オンタイムで受講</li><li>・50分の授業を「30分の講義、20分の演習・活動」とするなど、自宅で学習する生徒が集中して学習に取り組めるよう時間配分等を工夫</li></ul>
(3) 生徒へのオンライン支援	生徒の状況を把握し、きめ細かな指導を行うため、生徒へのオンライン支援を実施します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・オンラインでのSHR(ショット・ホールム)や健康観察の実施</li><li>・欠席が多い生徒へのオンライン面談等の実施</li><li>・オンデマンド授業映像提供などによる生徒への学習支援 など</li></ul>
(4) 学校行事の取扱い	学校行事を実施する場合は、可能な限り生徒間の接触低減を図ります。特に、全校生徒による学校行事を実施する場合は、時差登校や各会場の入場制限などを実施し、感染症対策に万全を期します。
(5) 部活動の取扱い	当面の間、部活動は原則として不可とします。ただし、公式大会・発表会等への出場については可能とし、その際、4週間前からの練習等を認めることとします。 なお、9月23日に総台開会式を予定していた第74回奈良県高等学校総合体育大会は中止とします。